

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、大窪池土地改良区が土地改良事業（農業基盤整備促進事業（樋門改修事業）西尾地区）を行うことについて平成29年1月11日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成29年1月19日から同年2月8日まで縦覧に供する。

平成29年1月17日

香川県知事 浜 田 恵 造